

投資信託の規定改定のお知らせ

2014年5月7日(水)に、ゆうちょ銀行は投資信託の規定を改定することをお知らせいたします。

規定名	内容	改定実施日
投資信託総合取引規定 投資信託受益権振替決済口座管理規定 投資信託自動積立規定 投資信託特定口座規定 投資信託非課税口座規定	規定の整備に伴う改定	2014年 5月7日(水)

新旧対照表

投資信託総合取引規定

改定前	改定後
<p>1 規定の適用範囲 この規定は、投資信託の募集の取扱い、振替業に係る取扱い、収益分配金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理、買取りに係る取引及びこれらに附帯する業務に係る取引(以下「この取引」といいます。)に適用する事項について規定します。</p>	(変更なし)
<p>2 自己責任の原則 お客さまは、お客さまが取引されようとする投資信託に係る投資信託約款及び目論見書並びにこの規定の内容を十分に把握し、自らの判断と責任においてこの取引を行ってください。</p>	(変更なし)
<p>3 取引営業所等 この取引は、当行所定の営業所及び当行所定の方法により公表した郵便局(以下「営業所等」といいます。)において取り扱います。ただし、この取引を取り扱う営業所等は、一のお客さまにつき一の営業所等(以下「取引営業所等」といいます。)に限ります。</p>	(変更なし)
<p>4 取扱時間 この取引の申込みは、当行所定の取扱時間内に受け付けます。</p>	(変更なし)
<p>5 取扱商品 お客さまが取引営業所等で取引できる投資信託は、当行所定のもの(以下「取扱商品」といいます。)に限ります。</p>	(変更なし)
<p>6 取引開始の手続 新たにこの取引をしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印(又は署名)のうえ、この取引に係る本人名義の総合口座取引規定の適用のある通常貯金の通帳(以下「通帳」といいます。)を添えて取引営業所等に提出してください。 この取引の開始の申込みは、第1項に定めるほか、当行所定のメールオーダー用の書類に必要事項を記入し、記名押印(又は署名)のうえ、当行所定の書類を添付して当行所定の事務センターに郵送することにより行うことができます。 前2項の当行所定の書類に記入された氏名、住所、口座等をもって、この取引の氏名、住所、決済口座等とします。 当行が第1項又は第2項の申込みをしたお客さまとこの取引を行うことについて承諾したときは、投資信託口座及び投資信託受益権振替決済口座管理規定第1条(規定の適用範囲)第1項に定める振替決済口座(第14条及び第15条において「振替決済口座」といいます。)を開設します。 この取引は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に限り行うことができるものとします。</p>	<p>6 取引開始の手続 (変更なし) この取引の開始の申込みは、前項に定めるほか、当行所定のメールオーダー用の書類に必要事項を記入し、記名押印(又は署名)のうえ、当行所定の書類を添付して当行所定の事務センターに郵送することにより行うことができます。 ~ (変更なし)</p>
<p>7 印章 この取引に使用する印章は、決済口座として指定した通常貯金の届出の印章に限ります。</p>	(変更なし)
<p>8 決済口座の取扱い この取引に係る購入代金及び手数料その他の諸費用等(以下この項及び第10条第3項に</p>	(変更なし)

改定前	改定後
<p>において「購入代金等」といいます。)は、当行所定の方法により、決済口座の現在高のうち購入代金等に充てる金額を指定する取扱いをしたうえで、当行所定の日払い戻します。</p> <p>前項の決済口座の現在高には、証券等(その表示する金額による決済又は払渡しが確実なものとして当行が定めるものを除きます。)による預入に係る貯金で当該預入の日から起算して4日(日曜日若しくは土曜日又は休日(1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。))(以下この項において「日曜日等」といいます。)がある場合は、日曜日等の日数を除きます。)を経過するまでのもの並びに総合口座取引規定に定める貯金担保自動貸付け及び国債等担保自動貸付けに係るものを除くものとしします。</p> <p>この取引に係る解約代金、買取代金、償還金及び収益分配金は、手数料その他の諸費用等を差し引いたうえ、当行所定の方法により、当行所定の日決済口座に入金します。</p> <p>決済口座を変更する場合には、当行所定の届書に必要事項を記入し、記名押印(又は署名)のうえ、新たに決済口座として指定する通帳を添えて取引営業所等に提出してください。</p>	
<p>9 この取引の解約</p> <p>この取引を解約しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印(又は署名)のうえ、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの取引を解約することができるものとします。</p> <p>お客さまがこの規定の変更に同意しないとき。</p> <p>法令諸規則に照らし合理的な事由に基づき、当行が解約を申し出たとき。</p> <p>お客さま(お客さまが法人等の団体の場合には、その役員、構成員等を含みます。において同じとします。)が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>A 暴力団 B 暴力団員 C 暴力団準構成員 D 暴力団関係企業 E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等 F その他AからEまでに準ずる者</p> <p>お客さまが自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行ったとき。</p> <p>A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為 C 取引に係り、脅迫的な言動を行う又は暴力を用いる行為 D 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当行の信用をき損又は当行の業務を妨害する行為 E その他AからDまでに準ずる行為</p> <p>通常貯金規定第14条(全部払戻し等)第5項の規定の適用を受けたとき。</p>	<p>9 この取引の解約 (変更なし)</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの取引を解約することができるものとします。 ~ (変更なし)</p>

改定前	改定後
<p>お客さまが居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>— その他やむを得ない事由が生じたとき。</p> <p>前2項の規定によりこの取引が解約となった場合には、そのお客さまのこの取引に係るすべての投資信託の解約の申込みがあったものとし、当行所定の方法により、これらの解約代金から手数料その他の諸費用等を差し引いた残額を決済口座に入金するものとします。</p> <p>第1項又は第2項の規定によりこの取引が解約となった場合には、その他の当行とお客さまとの投資信託に関する契約のすべてについて、解約の申込みがあったものとし、当行所定の方法により、解約に必要な手続を行うものとします。</p>	<p><u>法令に定める取引時確認の際に届け出た事項に偽りがあることが判明したとき。</u></p> <p>— その他やむを得ない事由が生じたとき。</p> <p>~ (変更なし)</p>
<p>10 購入の取扱い</p> <p>取扱商品の購入の申込みをしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印(又は署名)のうえ、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。</p> <p>取扱商品の購入の単位は、目論見書で定める申込単位又は当行が定める申込単位とします。</p> <p>取扱商品の購入の申込みがあったときは、第8条第1項の規定により払い戻した購入代金等のうち購入代金をもって、当行所定の方法により、遅滞なく当該取扱商品の買付けを行います。払戻しができなかった場合は、当行は、当該取扱商品を解約できるものとします。</p> <p>金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入の申込みに係る取扱商品の投資信託約款又は目論見書に従って、購入の申込みの受付けが中止され、又は既に行われた購入の申込みの受付けが取り消されることがあります。</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>11 解約の取扱い</p> <p>取扱商品の解約の申込みをしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印(又は署名)のうえ、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。</p> <p>なお、1日当たりの解約回数の上限は、当行が定めるところによります。</p> <p>取扱商品によっては、解約できない期間があるものがあります。</p> <p>取扱商品の解約の単位は、目論見書で定める申込単位又は当行が定める申込単位とします。</p> <p>取扱商品の解約の申込みがあったときは、当行所定の方法によりこれを投資信託委託会社に取り次ぎ、当該取扱商品の投資信託約款又は目論見書に定められた投資信託委託会社と受託会社との間で信託契約が一部解約されたときに、その効力が発生するものとします。</p> <p>投資信託委託会社から解約代金を受領したときは、この解約代金から各取扱商品の投資</p>	<p>(変更なし)</p>

改定前	改定後
<p>信託約款又は目論見書で定める当該解約に係る手数料その他の諸費用等を差し引いた残額を、当行所定の日に決済口座に入金します。</p> <p>金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約の申込みに係る取扱商品の投資信託約款又は目論見書に従って、解約の申込みの受付が中止され、又は既に行われた解約の申込みの受付が取り消されることがあります。</p>	
<p>12 買取り</p> <p>取扱商品の買取りの申込みをしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。</p> <p>取扱商品の買取りの単位は、当行が定める申込単位とします。</p> <p>当行が買取りを行ったときは、当行が定める買取価額に買取口数を乗じた金額から、当行所定の手数料その他の諸費用等を差し引いた残額を、当行所定の日に決済口座に入金します。</p>	(変更なし)
<p>13 スイッチング</p> <p>スイッチングは、取扱商品の解約代金をもって他の取扱商品の購入代金とし、解約及び購入を一組の同一日付の申込みとする取扱いです。</p> <p>スイッチングの申込みができる取扱商品は、当行が別に定める取扱商品に限ります。</p> <p>スイッチングの申込みについては、第 10 条及び第 11 条の規定に準じて取り扱うものとします。ただし、スイッチングによる解約代金について、投資信託特定口座規定第 6 条（源泉徴収）第 2 項に定める源泉徴収を行う場合は、別途、決済口座から自動的に引き落とし、同条第 3 項に定める還付を行う場合は、同項に定めるところにより行います。</p> <p>前項において、決済口座の残高不足等により税金等の引き落としができない場合は、当行の判断により、当該スイッチングの購入による取扱商品について、不足金を充当するため、その一部又は全部を解約できるものとします。</p> <p>当行が、投資信託委託会社から解約代金を受領するまでは、当行がお客さまに代わって当該他の取扱商品の購入代金として支払った金額をお客さまに請求することがあります。</p>	(変更なし)
<p>14 収益分配金及び償還金</p> <p>取扱商品の受益権がお客さまの振替決済口座に記載又は記録されているときは、当行がお客さまに代わって収益分配金又は償還金を受領し、当行の定めるところにより、決済口座に入金します。</p> <p>前項の収益分配金については、購入の申込み時に前項の受取方法を設定した場合を除き、投資信託収益分配金再投資規定に従って再投資します。</p> <p>収益分配金の受取方法は、当行の定めるところにより、他の受取方法に変更することができます。</p>	(変更なし)
<p>15 累積投資契約</p>	(変更なし)

改定前	改定後
<p>累積投資契約とは、決済口座の通常貯金、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権の収益分配金等の金銭を対価として、取扱商品の購入を行う契約をいいます。</p> <p>累積投資契約のうち、収益分配金再投資契約については投資信託収益分配金再投資規定、投資信託自動積立契約については投資信託自動積立規定の定めるところにより取り扱います。</p>	
<p>16 累積投資契約の解約</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合には、当行は、累積投資契約を解約できるものとします。</p> <p>お客さまから解約のお申出があったとき。</p> <p>当行が累積投資業務を営むことができなくなったとき。</p> <p>当該投資信託が償還されたとき。</p> <p>やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。</p> <p>累積投資契約のうち、収益分配金再投資契約については、その取扱いに係る取扱商品を解約しない限り、当該契約は解約できません。</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>17 免責事項</p> <p>次の事由により生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社(以下「当行等」といいます。)は責任を負いません。</p> <p>災害、事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、取扱いが遅延、失効又は不能となったとき。</p> <p>前項の事由により、決済口座への入金が遅延したとき。</p> <p>当行所定の書類等を使用した印影(又は署名)を決済口座である通常貯金の印鑑(又は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしたうえで、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があったとき。</p> <p>当行所定の書類等を使用した印影(又は署名)が決済口座である通常貯金の印鑑(又は署名鑑)と相違するため、解約その他この規定上の取扱いをしなかったとき。</p> <p>電信の誤謬、遅滞等当行等の責によらない事由により、取扱いが遅延、失効又は不能となったとき。</p>	<p>17 免責事項</p> <p>次の事由により生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社(以下「当行等」といいます。)は責任を負いません。</p> <p>(変更なし)</p> <p>前号の事由により、決済口座への入金が遅延したとき。</p> <p>~ (変更なし)</p>
<p>18 取引営業所等の変更</p> <p>取引営業所等を変更しようとするときは、当行所定の取引営業所等の変更に係る届書に必要事項を記入し、通帳を添えて現にこの取引の取扱いを受けている取引営業所等又は新たに取扱いを受けようとする営業所等に提出してください。</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>19 届出事項の変更</p> <p>印章を失ったとき又は印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、当行所定の方法により、直ちに書面によって届け出てください。この場合、当行所定の本人確認資料を求めることがあります。</p> <p>前項により届出があったときには、当行は</p>	<p>19 届出事項の変更</p> <p>印章を失ったとき又は印章、氏名、住所その他の届出事項(法令に定める取引時確認の際に届け出た事項を含みます。)に変更があったときは、当行所定の方法により、直ちに書面によって届け出てください。この場合、当行所定の本人確認資料を求めることがあります。</p> <p>~ (変更なし)</p>

改定前	改定後
<p>所定の手続を完了した後でなければ、振替の申請及びこの取引の解約には応じません。また、これらの届出前に生じた損害については、当行等は責任を負いません。</p> <p>当行等がこの取引に関して行った通知が届出の住所に延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>	
<p>20 成年後見人等の届出</p> <p>家庭裁判所の審判により、補助、保佐又は後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により取引営業所等に届け出てください。</p> <p>家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により取引営業所等に届け出てください。</p> <p>既に補助、保佐又は後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届け出てください。</p> <p>前3項の届出事項に取消し又は変更等が生じた場合にも、同様に届け出てください。</p> <p>前4項の届出の前に生じた損害については、当行等は責任を負いません。</p>	(変更なし)
<p>21 非常時における投資信託の利用制限</p> <p>当行等は、天災その他やむを得ない事由がある場合は、営業所等を指定し、かつ期間を定めて、この取引に関する利用を制限し又は業務の一部を停止することがあります。</p>	(変更なし)
<p>22 規定の適用</p> <p>この取引には、この規定のほか、「総合口座取引規定」が適用されます。ただし、総合口座取引規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>	(変更なし)
<p>23 規定の改定</p> <p>この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を営業所等の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	(変更なし)
	<p><u>附 則</u> <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は、平成26年5月7日から実施します。</u></p>

新旧対照表

投資信託受益権振替決済口座管理規定

改定前	改定後
<p>1 規定の適用範囲</p> <p>この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）に関する事項について規定します。</p> <p>前項の投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。</p>	（変更なし）
<p>2 振替決済口座</p> <p>振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として、当行が備え置く振替口座簿において開設します。</p> <p>振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（第6条第2項において「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（第6条第2項において「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。</p> <p>当行は、お客さまが投資信託受益権についての権利を有するものに限り、振替決済口座に記載又は記録します。</p>	（変更なし）
<p>3 振替決済口座の開設</p> <p>振替決済口座を開設しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第1項に定める通帳をいいます。）を添えて取引営業所等（投資信託総合取引規定第3条（取引営業所等）に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。）に提出してください。</p> <p>振替決済口座の開設の申込みは、第1項に定めるほか、当行所定のメールオーダー用の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の書類を添付して当行所定の事務センターに郵送することにより行うことができます。</p> <p>当行が前2項の申込みをしたお客さまの振替決済口座を開設することについて承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、その旨をお客さまに通知します。</p> <p>振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客さまには、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、この規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。</p>	<p>3 振替決済口座の開設</p> <p style="text-align: center;">（変更なし）</p> <p style="text-align: center;">振替決済口座の開設の申込みは、前項に定めるほか、当行所定のメールオーダー用の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の書類を添付して当行所定の事務センターに郵送することにより行うことができます。</p> <p style="text-align: center;">～ （変更なし）</p>
<p>4 契約期間等</p> <p>この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。</p> <p>この契約は、お客さま又は当行から申出の</p>	（変更なし）

改定前	改定後
ない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。	
<p>5 当行への届出事項 当行所定の書類に使用された印影（又は署名）記載された住所、氏名等をもって、届出の印鑑（又は署名鑑）住所、氏名等とします。</p>	（変更なし）
<p>6 振替の申請 お客さまは、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。） 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（第6号において「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。） 償還日の翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。） 販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの A 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。） B 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日 C 償還日の前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。） D 償還日の前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合には、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。） E 償還日 F 償還日の翌営業日 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの お客さまが振替の申請を行うに当たっては、</p>	（変更なし）

改定前	改定後
<p>その10営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入し、記名押印（又は署名）のうえ、取引営業所等に提出ください。</p> <p>減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数</p> <p>お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別</p> <p>振替先口座及びその直近上位機関の名称</p> <p>振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別</p> <p>振替を行う日</p> <p>前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。</p> <p>振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号に掲げる事項の提示は必要ありません。また、同項第4号に掲げる事項の提示に当たっては、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」としてご下さい。</p> <p>当行に投資信託受益権の買取りを請求する場合は、前各項の手続をまずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。</p>	
<p>7 他の口座管理機関への振替</p> <p>当行は、お客様から申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合は、当行は振替の申出を受け付けないことがあります。</p> <p>前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書により申し込みください。</p>	(変更なし)
<p>8 質権の設定</p> <p>お客様の投資信託受益権について、質権を設定される場合は、当行が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の手続による振替処理により行います。</p>	(変更なし)
<p>9 抹消申請の委任</p> <p>振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還又はお客様の請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続を委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客様に代わって手続を行います。</p>	(変更なし)
<p>10 償還金、解約金及び収益分配金の代理受領</p> <p>振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みません。以下同じとします。）解約金及び収益分配金の支払があるときは、当行がお客様に代わ</p>	(変更なし)

改定前	改定後
<p>って当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、決済口座（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第3項に定める決済口座をいいます。以下同じとします。）に入金します。</p>	
<p>11 お客さまへの連絡事項 当行は、投資信託受益権について、次の事項をお客さまに通知します。 償還期限（償還期限がある場合に限りま す。） 残高照合のための報告 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行い、その内容にご不審の点があるときは、速やかに取引残高報告書に記載する内部管理責任者に連絡ください。 当行が届出のあった氏名、住所にあてて通知を行い、又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し、又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p>	<p>（変更なし）</p>
<p>12 届出事項の変更手続 氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、当行所定の方法により、直ちに届け出てください。 前項により届出があった場合、当行は所定の手続を完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約の請求には応じません。この間、相当の期間を置きます。 第1項による変更後は、変更後の氏名、住所等をもって届出の氏名、住所等とします。</p>	<p>12 届出事項の変更手続 氏名、住所その他の届出事項（法令に定める取引時確認の際に届け出た事項を含みます。）に変更があったときは、当行所定の方法により、直ちに届け出てください。 ~ （変更なし）</p>
<p>13 振替決済口座管理料 当行は、振替決済口座を開設したときは、その開設時及び振替決済口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。 当行は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金の支払がないときは、投資信託受益権の償還金、解約金、収益の分配金の支払の請求には応じないことがあります。</p>	<p>（変更なし）</p>
<p>14 当行の連帯保証義務 機構が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている次の各号に掲げる義務の全部の履行については、当行が連帯して保証いたします。 投資信託受益権の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務 その他、機構において、振替法に定める消却義務を履行しなかったことにより生</p>	<p>（変更なし）</p>

改定前	改定後
<p style="text-align: center;">じた損害の賠償義務</p> <p>15 機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知 当行は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。 当行は、当行における投資信託受益権の取扱いについて、お客さまから問合せがあった場合には、お客さまにその取扱いの可否を通知します。</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>16 解約等</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続により、投資信託受益権の他の口座管理機関への振替を申し出てください。</p> <p>なお、振替を申し出ない場合又は第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、決済口座に入金します。第4条による当行からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>お客さまから解約の申出があったとき。 お客さまが手数料を支払わないとき。 お客さまがこの規定に違反したとき。 振替決済口座に記載又は記録されるべき投資信託受益権がないとき。 お客さまが第20条に定めるこの規定の変更に同意しないとき。 お客さま(お客さまが法人等の団体の場合には、その役員、構成員等を含みます。において同じとします。)が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>A 暴力団 B 暴力団員 C 暴力団準構成員 D 暴力団関係企業 E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等 F その他AからEまでに準ずる者</p> <p>お客さまが自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行ったとき。</p> <p>A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為 C 取引に係り、脅迫的な言動を行う又は暴力を用いる行為 D 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当行の信用をき損又は当行の業務を妨害する行為 E その他AからDまでに準ずる行為</p> <p>通常貯金規定第14条(全部払戻し等)第5項の規定の適用を受けたとき。 お客さまが居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>— やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。</p> <p>前項による投資信託受益権の振替手続が遅</p>	<p>16 解約等</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続により、投資信託受益権の他の口座管理機関への振替を申し出てください。</p> <p>なお、振替を申し出ない場合又は第7条において定める振替を行えない場合は、当行は、当該投資信託受益権を解約し、決済口座に入金することができるものとします。第4条による当行からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>~ (変更なし)</p> <p><u>法令に定める取引時確認の際に届け出た事項に偽りがあることが判明したとき。</u></p> <p>— やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。 (変更なし)</p>

改定前	改定後
<p>延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いいただきます。この場合、第13条第2項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いいただきます。</p>	
<p>17 緊急措置 法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき又は当行所定の営業所及び当行所定の方法により公表した郵便局(第20条において「営業所等」といいます。)の火災等緊急を要するときは、当行及び日本郵便株式会社(次条において「当行等」といいます。)は臨機の処置をすることができるものとします。</p>	(変更なし)
<p>18 免責事項 当行等は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 第12条第1項による届出の前に生じた損害 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(又は署名)を届出の印鑑(又は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 依頼書に使用された印影(又は署名)が届出の印鑑(又は署名鑑)と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行等の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合又は第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害 前条の事由により当行等が臨機の処置をした場合に生じた損害</p>	(変更なし)
<p>19 規定の適用 この取引には、この規定のほか、「投資信託総合取引規定」が適用されます。ただし、投資信託総合取引規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>	(変更なし)
<p>20 規定の改定 この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を営業所等の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	(変更なし)
	<p><u>附 則</u> <u>(実施期日)</u> この改正規定は、平成26年5月7日から実施します。</p>

新旧対照表

投資信託自動積立規定

改定前	改定後
<p>1 規定の適用範囲 この規定は、投資信託自動積立契約に適用する事項について規定します。</p>	(変更なし)
<p>2 申込み 投資信託自動積立契約の申込みをしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印(又は署名)のうえ、通帳(投資信託総合取引規定第6条(取引開始の手続)第1項に定める通帳をいいます。以下同じとします。)を添えて取引営業所等(投資信託総合取引規定第3条(取引営業所等)に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。)に提出してください。</p> <p>前項の申込みがあったときは、引落日(当行所定の書類に記入された買付けに係る引落日をいいます。以下同じとします。)に指定振替金額(当該当行所定の書類に記入された買付けに係る申込金額をいいます。以下同じとします。)を決済口座(投資信託総合取引規定第6条(取引開始の手続)第3項に定める決済口座をいいます。以下同じとします。)から払い戻し、指定振替金額から手数料その他の諸経費を差し引いた残額により指定された取扱商品を引落日の翌営業日(取扱商品の目論見書において購入申込不可日とされている日に当たる場合は、購入申込不可日の翌営業日以降最初に到来する購入可能日)に自動的に購入します。この場合、通常貯金規定にかかわらず、払戻請求書及び通帳の提出は不要とします。</p> <p>投資信託自動積立契約の申込みができる取扱商品は、当行所定の商品とします。</p> <p>第1項の申込みに係る取扱商品が、収益分配金再投資契約が可能なものである場合は、当行所定の手続により、投資信託自動積立契約及び収益分配金再投資契約の双方を締結していただきます。</p>	<p>2 申込み (変更なし)</p> <p>前項の申込みがあったときは、引落日(当行所定の書類に記入された買付けに係る引落日をいいます。以下同じとします。)に指定振替金額(当該当行所定の書類に記入された買付けに係る申込金額をいいます。以下同じとします。)を決済口座(投資信託総合取引規定第6条(取引開始の手続)第3項に定める決済口座をいいます。以下同じとします。)から払い戻し、指定振替金額から手数料その他の諸経費を差し引いた残額により指定された取扱商品を引落日の翌営業日(取扱商品の目論見書において購入申込不可日とされている日に当たる場合は、購入申込不可日の翌営業日以降最初に到来する購入可能日)に自動的に購入します。<u>ただし、前項の申込みがあった日以降最初に到来する引落日は、当該申込みがあった日から起算して4営業日を経過した日以降の日とします。</u>この場合、通常貯金規定にかかわらず、払戻請求書及び通帳の提出は不要とします。</p> <p style="text-align: center;">~ (変更なし)</p>
<p>3 引落日、引落終了年月及び指定振替金額 引落日は、毎月1回でお客様が指定する日とします。</p> <p>引落日が、日曜日、土曜日若しくは休日(1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。次条において「日曜日等」といいます。)に当たる場合は、その前営業日を引落日として取り扱います。</p> <p>なお、引落日が暦にない月においては、当該月の末日を引落日として取り扱います。</p> <p>買付けに係る引落しの終了年月を、当行所定の方法によりあらかじめ指定することができます。</p> <p>引落日の指定振替金額は、毎回当行が定める金額以上で同額とし、1千円未満の端数を付けることはできません。</p> <p>指定振替金額は、毎年2回以内でお客様が指定する月において、千円単位で増額する</p>	(変更なし)

改定前	改定後
<p>ことができます。</p>	
<p>4 現在高不足時の取扱い 指定振替金額の払戻しの際、決済口座の現在高（証券等（その表示する金額により決済又は払渡しが確実なものとして当行が定めるものを除きます。）による預入に係る貯金で、当該預入の日から起算して4日（日曜日等がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過するまでのもの並びに総合口座取引規定に定める貯金担保自動貸付け及び国債等担保自動貸付けに係るものを除きます。）が当該指定振替金額に満たないときは、取扱商品の購入は行わないものとします。この場合、当行からお客さまへ購入が行われなかったことを通知しません。</p> <p>指定振替金額の払戻しにおいて、複数の投資信託自動積立契約に係る複数の払戻しを同一日に行う場合において、その指定振替金額の合計額が払戻日の決済口座の現在高を超えるときは、いずれの払戻しを優先するかは当行の任意とします。本項の取扱いによって生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（第9条において「当行等」といいます。）は責任を負いません。</p>	<p>（変更なし）</p>
<p>5 取引内容の報告等 投資信託自動積立契約に係る取扱商品の購入については、取引報告書を発行せず、取引残高報告書に記載するものとします。</p>	<p>（変更なし）</p>
<p>6 届出事項の変更 投資信託自動積立契約に係る届出事項の変更をしようとするときは、当行所定の届書に必要事項を記入し、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。</p> <p>引落日及び指定振替金額の変更は、届出があった日から4営業日を経過した日以降最初に到来する引落日（引落日を変更する場合は変更後の引落日とします。）から変更します。</p> <p>買付けに係る引落しの終了年月の変更は、届出があった日から4営業日を経過した日以降最初に到来する引落日から変更します。</p>	<p>6 届出事項の変更 （変更なし）</p> <p>引落日及び指定振替金額の変更は、届出があった日から起算して4営業日を経過した日以降最初に到来する引落日（引落日を変更する場合は変更後の引落日とします。）から変更します。</p> <p>買付けに係る引落しの終了年月の変更は、届出があった日から起算して4営業日を経過した日以降最初に到来する引落日から変更します。</p>
<p>7 投資信託自動積立契約に係る取扱いの停止 当行は、投資信託自動積立契約に係る取扱いについて、取扱商品の商品特性を踏まえて停止することがあるほか、次のやむを得ない事情により一時的に停止することがあります。</p> <p>取扱商品に係る投資信託委託会社が、財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止したとき。</p> <p>災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、当行が投資信託自動積立契約に係る取扱いを提供できないとき。</p> <p>その他当行がやむを得ない事情により投資信託自動積立契約に係る取扱いの提供を停止せざるを得ないと判断したとき。</p> <p>前項第2号について、取扱商品に係る投資信託委託会社が災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、買付けの申込みの</p>	<p>（変更なし）</p>

改定前	改定後
<p>受付けを中止した場合又は買付けの申込みの受付けを取り消した場合は、お客さまからの買付けの申込みは不成立となりますが、払戻金は当行がお預かりし、当該日以降最初に買付けが可能となった日に、お客さまからの買付けの申込みがあったものとして、当行から投資信託委託会社を買付けの申込みを行います。</p>	
<p>8 解約</p> <p>投資信託自動積立契約を解約しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。</p> <p>前項の解約の申出は、引落日の4営業日前までに行ってください。</p> <p>引き続き6か月以上この規定に基づく決済口座からの払戻しがない投資信託自動積立契約は、これを解約させていただくことがあります。</p> <p>次の一にでも該当する場合には、当行はいつでも投資信託自動積立契約を解約することができるものとします。</p> <p>お客さまが、決済口座又は投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第4項に定める振替決済口座を解約したとき。</p> <p>お客さまについて相続の開始があったとき。</p> <p>当該投資信託が償還されたとき。</p> <p>やむを得ない事情により当行が解約を申し出たとき。</p> <p>前条の規定により、当行が投資信託自動積立契約に係る取扱いについて、取扱商品の商品特性を踏まえて停止したときは、第1項の解約の申出があったものとみなします。</p>	<p>（変更なし）</p>
<p>9 免責事項</p> <p>次の事由により生じた損害については、当行等は責任を負いません。</p> <p>災害、事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、取扱いが遅延、失効又は不能となったとき。</p> <p>前号の事由により、決済口座への入金が遅延したとき。</p> <p>当行所定の書類等に使用された印影（又は署名）を決済口座である通常貯金の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしたうえで、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があったとき。</p> <p>当行所定の書類等に使用された印影（又は署名）が決済口座である通常貯金の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、解約その他この規定上の取扱いをしなかったとき。</p> <p>電信の誤謬、遅滞等当行等の責によらない事由により、取扱いが遅延、失効又は不能となったとき。</p>	<p>（変更なし）</p>
<p>10 規定の適用</p> <p>投資信託自動積立契約に係る取扱いには、この規定のほか、「投資信託総合取引規定」が適用されます。ただし、投資信託総合取引規定の規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>	<p>（変更なし）</p>

改定前	改定後
<p>11 規定の改定 この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を当行所定の営業所及び当行所定の方法により公表した郵便局の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>附 則 (実施期日) 1 この改正規定は、平成 25 年 9 月 2 日から実施します。 (経過措置) 2 投資信託自動積立契約が平成 25 年 5 月 2 日以前に締結されたものである場合、第 3 条の適用にあたっては、当該契約の申込みに係る書類に記載された毎月買付申込日の前日を「引落日」とします。</p>	<p>(変更なし)</p> <p><u>附 則</u> <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は、平成26年 5 月 7 日から実施します。</u></p>

新旧対照表

投資信託特定口座規定

改定前	改定後
<p>1 規定の適用範囲</p> <p>この規定は、お客さまが租税特別措置法（以下「法」といいます。）第 37 条の 11 の 3 第 1 項の規定の適用及び法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例に係る規定の適用を受けるために、当行に開設される特定口座（法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に規定する特定口座をいいます。以下同じとします。）に適用する事項について規定します。</p>	<p>（変更なし）</p>
<p>2 特定口座の開設</p> <p>特定口座を開設しようとするときは、特定口座開設届出書（法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に規定するものをいいます。以下同じとします。）に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳（投資信託総合取引規定第 6 条（取引開始の手続）第 1 項に定める通帳をいいます。以下同じとします。）を添えて取引営業所等（投資信託総合取引規定第 3 条（取引営業所等）に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。）に提出してください。</p> <p>特定口座の開設の届出は、第 1 項に定めるほか、当行所定のメールオーダー用の特定口座開設届出書に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の書類を添付して当行所定の事務センターに郵送することにより行うことができます。ただし、投資信託総合取引規定第 6 条第 2 項及び投資信託受益権振替決済口座管理規定第 3 条第 2 項に定める取扱いと同時の申込みに限ります。</p> <p>お客さまが当行に特定口座を開設するときは、あらかじめ当行に振替決済口座（投資信託総合取引規定第 6 条（取引開始の手続）第 4 項に定める振替決済口座をいいます。以下同じとします。）を開設していただくことが必要です。</p> <p>特定口座の開設については、一のお客さまにつき一の特定口座に限ります。</p> <p>特定口座に係る特定口座内保管上場株式等（法第 37 条の 11 の 3 第 1 項に規定する特定口座の保管の委託がされる上場株式等をいいます。以下同じとします。）の譲渡による所得について源泉徴収を希望するときは、その年最初に特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時までに特定口座源泉徴収選択届出書（法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に規定するものをいいます。以下同じとします。）を取引営業所等に提出してください。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以降における特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客さまからその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時までに特に申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>その年最初に特定口座内保管上場株式等の</p>	<p>2 特定口座の開設</p> <p style="text-align: center;">（変更なし）</p> <p style="text-align: center;">特定口座の開設の届出は、前項に定めるほか、当行所定のメールオーダー用の特定口座開設届出書に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の書類を添付して当行所定の事務センターに郵送することにより行うことができます。ただし、投資信託総合取引規定第 6 条（取引開始の手続）第 2 項及び投資信託受益権振替決済口座管理規定第 3 条（振替決済口座の開設）第 2 項に定める取扱いと同時の申込みに限ります。</p> <p style="text-align: center;">～ （変更なし）</p>

改定前	改定後
譲渡をした後は、当該年内に特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。	
3 特定保管勘定における保管の委託 特定口座にかかわる特定口座内保管上場株式等の保管の委託は、特定保管勘定（法第37条の11の3第3項第2号に規定する当該特定口座に保管の委託がされる上場株式等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）において行います。	（変更なし）
4 特定口座を通じた取引 特定口座を開設されたお客さまが、特定口座とした振替決済口座で行う当行との上場株式等の購入の取引については、お客さまから特に申出がない限り、特定保管勘定を通じて行うものとします。ただし、一部の取引においては当行所定の方法で取り扱います。	（変更なし）
5 所得金額の計算 特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等に係る所得金額の計算は、法その他関係法令の定めに基づき行います。	（変更なし）
6 源泉徴収 お客さまから特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったときは、当行は法、地方税法その他関係法令の規定に基づき、特定口座内保管上場株式等の所得について、所得税及び地方税の源泉徴収又は還付を行います。 源泉徴収は、特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価に相当する金額の支払いをする際に行います。 還付は、投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第3項に定める決済口座への預入により行います。	（変更なし）
7 特定口座に受け入れる上場株式等の範囲 当行は、お客さまの特定保管勘定に、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。 お客さまが特定口座開設届出書を提出した後に、当行で購入の申込みをされて取得した投資信託受益権で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの お客さまが相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じとします。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じとします。）により取得した投資信託で、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者が当行に開設していた特定口座に引き続き保管の委託がされているものであって、当行所定の方法により特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されたもの	（変更なし）
8 源泉徴収選択口座に受け入れる上場株式等の配当等の範囲 当行は、お客さまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）においては、	8 源泉徴収選択口座に受け入れる上場株式等の配当等の範囲 当行は、お客さまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）においては、

改定前	改定後
<p>法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもののみを受入れます。</p> <p>当行が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客さまに交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。</p>	<p>法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもののみを受入入れます。</p> <p>(変更なし)</p>
<p>9 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出</p> <p>お客さまが法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、当該上場株式等の配当等の支払確定日までに、当行に対し、同条第2項及び同法施行令第25条の10の13第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出してください。</p> <p>お客さまが法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、当該上場株式等の配当等の支払確定日までに、当行に対し、同条第3項及び同法施行令第25条の10の13第4項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出してください。</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>10 特定上場株式配当等勘定における処理</p> <p>源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理します。</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>11 譲渡の方法</p> <p>特定保管勘定において保管の委託がされている投資信託受益権の譲渡については、当行に対して譲渡する方法により行うものとします。</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>12 特定口座からの投資信託受益権の払出しに関する通知</p> <p>特定口座から投資信託受益権の全部又は一部の払出しを行ったときは、当行は、お客さまに対し、租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)の定めるところにより当該払出しの通知を書面により行います。</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>13 投資信託受益権の移管</p> <p>当行の特定口座内の投資信託受益権を当行以外の金融機関の特定口座へ移管すること及び当行以外の金融機関の特定口座内の投資信託受益権を当行の特定口座へ移管することはできません。</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>14 特定口座年間取引報告書の送付</p> <p>当行は、法の定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客さまに送付します。また、第13条の規定により特定口座が廃止されたときは、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに送付します。</p> <p>当行は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通はお客さまへ送付し、1通は所轄の税務署に提出します。</p>	<p>14 特定口座年間取引報告書の送付</p> <p>当行は、法の定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客さまに送付します。また、第16条の規定により特定口座が廃止されたときは、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに送付します。</p> <p>(変更なし)</p>

改定前	改定後
<p>15 届出事項の変更 特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく特定口座異動届出書（施行令第 25 条の 10 の 4 に規定するものをいいます。）を取引営業所等に提出してください。また、その変更が氏名又は住所に係るものであるときは、住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、確認をさせていただきます。</p>	(変更なし)
<p>16 特定口座の廃止 次の一にでも該当する場合には、この契約は解約され、お客さまの特定口座は廃止されるものとします。 お客さまが当行に対して特定口座廃止届出書（施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定するものをいいます。以下同じとします。）を提出されたとき。 特定口座開設者死亡届出書（施行令第 25 条の 10 の 8 に規定するものをいいます。）の提出があり、相続又は遺贈の手続が完了したとき。 お客さまが出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。 やむを得ない事由により当行が解約を申し出たとき。</p>	(変更なし)
<p>17 免責事項 当行及び日本郵便株式会社の責めによらない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、この規定の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社は責任を負わないものとします。</p>	(変更なし)
<p>18 規定の適用 特定口座に係る取扱いには、この規定のほか、「投資信託総合取引規定」が適用されます。ただし、投資信託総合取引規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>	(変更なし)
<p>19 規定の改定 この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を当行所定の営業所及び当行所定の方法により公表した郵便局の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	(変更なし)
	<p><u>附 則</u> <u>（実施期日）</u> <u>この改正規定は、平成26年5月7日から実施します。</u></p>

新旧対照表

投資信託非課税口座規定

改定前	改定後
<p>1 規定の適用範囲</p> <p>この規定は、お客さまが租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税の特例及び法第37条の14 <u>第1項から第5項</u>に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下併せて「非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、当行に開設される非課税口座（<u>法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座をいいます。以下同じとします。</u>）に関する事項について規定します。</p>	<p>1 規定の適用範囲</p> <p>この規定は、お客さまが租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税の特例及び法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下併せて「非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、当行に開設される非課税口座に関する事項について規定します。</p>
<p>2 非課税口座の開設</p> <p>非課税の特例の適用を受けるために非課税口座を開設しようとするときは、勘定設定期間（非課税適用確認書（法第37条の14第5項第3号に規定する非課税適用確認書をいいます。以下同じとします。）に記載の勘定設定期間をいいます。以下同じとします。）の開始の日の属する年の前年10月1日から当該勘定設定期間の終了の日の属する年の9月30日までの間に、非課税口座開設届出書（法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。以下同じとします。）及び非課税適用確認書の交付申請書（法第37条の14第6項に規定する申請書をいいます。次項及び第3項において同じとします。）に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第1項に定める通帳をいいます。）及び租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）で定める書類を添えて取引営業所等（投資信託総合取引規定第3条（取引営業所等）に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。）に提出してください。</p> <p>なお、当行では別途税務署より受け入れた非課税適用確認書を併せて受領します。</p> <p>非課税口座の開設の届出は、前項に定めるほか、当行所定のメールオーダー用の非課税口座開設届出書及び非課税適用確認書の交付申請書に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、施行令で定める書類を添付して当行所定の事務センターに郵送することにより行うことができます。なお、当行では別途税務署より受け入れた非課税適用確認書を併せて受領します。</p> <p>前2項の非課税口座開設届出書及び非課税適用確認書の交付申請書は、同一の勘定設定期間において非課税の特例の適用を受けようとする場合には、重ねての提出は不要です。</p> <p>お客さまが当行に非課税口座を開設するときは、あらかじめ当行に振替決済口座（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第4項に定める振替決済口座をいいます。）を開設していただくことが必要です。</p> <p>非課税口座の開設については、一のお客さま（居住者又は国内に恒久的施設を有する非</p>	<p>（変更なし）</p>

改定前	改定後
<p>居住者で、かつ、非課税口座を開設しようとする年の1月1日において20歳以上である者に限ります。)につき一の非課税口座に限ります。また、同一の勘定設定期間において異なる金融機関又は証券会社(次項において「金融機関等」といいます。)に重複して開設することはできません。</p> <p>当行に開設した非課税口座について、同一の勘定設定期間において他の金融機関等に変更することはできません。</p> <p>当行に開設した非課税口座について、第11条に定める廃止を行った場合、同一の勘定設定期間において、再度開設することはできません。</p>	
<p>3 非課税管理勘定の設定</p> <p>非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この規定に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じとします。)は、勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>上場株式等(法第37条の14第1項各号に掲げる株式等をいいます。以下同じとします。)の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税管理勘定において行います。</p> <p>非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税適用確認書が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年においては、その提出の日)において設けられます。</p> <p>非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了します。</p>	<p>3 非課税管理勘定の設定</p> <p>非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この規定に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(法第37条の11の3第2項に規定する株式等をいいます。以下同じとします。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じとします。)は、勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税管理勘定において行います。</p> <p>~ (変更なし)</p>
<p>4 非課税口座を通じた取引</p> <p>非課税口座を開設されたお客さまが、当該口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(次条第1項において「受入期間」といいます。)内に当行で購入の申込みにより取得する上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該購入の申込み時に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。この場合、当該購入の取引については、非課税管理勘定を通じて行うものとします。</p> <p>お客さまが非課税口座及び他の上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座(以下「他の保管口座」といいます。)で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡(法第37条の14第1項に規定する譲渡をいいます。以下同じとします。)するときには、当行に対してその旨の明示を行っていただく必要があります。</p> <p>なお、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得した</p>	<p>(変更なし)</p>

改定前	改定後
<p>ものから譲渡するものとしします。 スイッチング(投資信託総合取引規定第13条(スイッチング)第1項に定めるスイッチングをいいます。)の申込みにより、当行で購入の申込みをされて取得した上場株式等を非課税口座に受け入れること及び非課税口座で保有している上場株式等を他の保管口座へ移管することはできません。</p>	
<p>5 非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定に、次に掲げる上場株式等(当行所定の取扱商品に限ります。以下同じとします。)のみを受け入れます。 次に掲げる上場株式等で、受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額(Aにあっては購入代金をいい、Bにあっては上場株式等の移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が100万円を超えないもの A 受入期間内に当行所定の方法により購入(投資信託収益分配金再投資規定第1条(規定の適用範囲)に定める収益分配金再投資契約に基づくもの及び投資信託自動積立規定第1条(規定の適用範囲)に定める投資信託自動積立契約に基づくものを含みます。以下同じとします。)の申込みをされて取得した上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れるもの B 非課税管理勘定を設けた当行の非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から法その他関係法令で定める手続により移管される上場株式等 施行令第25条の13第10項各号に規定する上場株式等 前項第1号の合計額が100万円に満たない場合であっても、100万円と当該合計額との差額を翌年以降に繰越することはできません。 非課税管理勘定に受け入れた上場株式等を譲渡した場合であっても、第1項第1号の上限額100万円の非課税枠を再利用することはできません。 第1項第1号の合計額が100万円を超える場合、超過分は、当行の定めるところにより、他の保管口座に受け入れます。</p>	(変更なし)
<p>6 譲渡の方法 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法又は当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行を経由して行われる方法のいずれかの方法により行うものとしします。</p>	(変更なし)
<p>7 非課税口座からの上場株式等の払出しに関する通知 非課税口座から上場株式等の全部又は一部の払出しを行ったとき(第5条第1項第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から払い出されたものとみなされるものを含みます。)は、当行は、お客さまに対し、当該払出しをした上場株式等</p>	<p>7 非課税口座からの上場株式等の払出しに関する通知 非課税口座から上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、<u>租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号に規定する事由に係るもの及び特定口座への移管に係るものを除きます。</u>)を行ったとき(第5条第1項第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税</p>

改定前	改定後
<p>について、法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。<u>ただし、非課税口座で保有している上場株式等が特定口座（法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に規定する特定口座をいいます。次条第 1 項において同じとします。）に払い出される場合は、当行は、当該払出しに係る通知を省略することができるものとします。</u></p>	<p>口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から払い出されたものとみなされるものを含まず。）は、当行は、お客さまに対し、当該払出しをした上場株式等について、法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>
<p>8 非課税管理勘定終了時の取扱い 第 3 条第 4 項により非課税管理勘定が終了したときには、当該非課税管理勘定に係る上場株式等は、次のいずれかにより取り扱うものとします。 第 5 条第 1 項第 1 号 B に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管 非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管（特定口座への移管は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。）</p>	<p>（変更なし）</p>
<p>9 他の年分の非課税管理勘定から移管される上場株式等 当行は、第 5 条第 1 項第 1 号 B 又は前条第 1 号に基づく移管は、施行令第 25 条の 13 第 9 項の規定に従い、当行の定めるところにより行います。</p>	<p>（変更なし）</p>
<p>10 届出事項の変更等 非課税口座開設届出書に記載されている氏名又は住所に変更があったときは、遅滞なく非課税口座異動届出書（施行令第 25 条の 13 の 2 第 1 項に規定する非課税口座異動届出書をいいます。）を取引営業所等に提出してください。この場合、住民票の写し、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、確認をさせていただきます。 非課税口座が開設されている取引営業所等を当行の他の取引営業所等に変更しようとするときは、非課税口座移管依頼書（施行令第 25 条の 13 の 2 第 2 項に規定する非課税口座移管依頼書をいいます。）を変更前又は変更後の取引営業所等に提出してください。 お客さまが出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなるときは、出国届出書（施行令第 25 条の 13 の 4 第 3 項に規定する出国届出書をいいます。次条第 2 項において同じとします。）を取引営業所等に提出してください。</p>	<p>（変更なし）</p>
<p>11 非課税口座の廃止 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめようとするときは、非課税口座廃止届出書（施行令第 25 条の 13 の 4 第 1 項に規定する非課税口座廃止届出書をいいます。次項において同じとします。）を取引営業所等に提出してください。 次の一にでも該当する場合には、この契約は解約され、お客さまの非課税口座は廃止されるものとします。 お客さまが当行に対して非課税口座廃止届出書を提出されたとき。</p>	<p>（変更なし）</p>

改定前	改定後
<p>お客さまが当行に対して出国届出書を提出されたとき。</p> <p>お客さまが出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、施行令第25条の13の4第4項に規定する非課税口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき。</p> <p>非課税口座開設者死亡届出書（施行令第25条の13の5に規定する非課税口座開設者死亡届出書をいいます。）の提出があったとき。</p> <p>お客さまがこの規定の変更に同意されないとき。</p> <p>やむを得ない事由により当行が解約を申し出たとき。</p> <p>前項の場合、当行の定めるところにより、非課税口座から上場株式等の全部を他の口座へ移管するものとします。</p>	
<p>12 免責事項</p> <p>当行及び日本郵便株式会社の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い、この規定の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社は責任を負わないものとします。</p>	(変更なし)
<p>13 規定の適用</p> <p>非課税口座に係る取扱いには、この規定のほか、「投資信託総合取引規定」が適用されます。ただし、投資信託総合取引規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>	(変更なし)
<p>14 規定の改定</p> <p>この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を当行所定の営業所及び当行所定の方法により公表した郵便局の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	(変更なし)
<p><u>(附則)</u></p> <p><u>1 この規定は、平成25年6月10日から実施します。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、平成25年6月10日から同年12月31日までの間は、第1条中「租税特別措置法」とあるのは「平成25年法律第5号による改正後の租税特別措置法」と、第2条第1項中「租税特別措置法施行令」とあるのは「平成25年政令第114号による改正後の租税特別措置法施行令」と読み替えるものとします。</u></p> <p><u>なお、本項の規定は、平成25年12月31日の経過により削除されるものとします。</u></p>	<u>(削除)</u>
	<p><u>附則</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>この改正規定は、平成26年5月7日から実施します。</u></p>